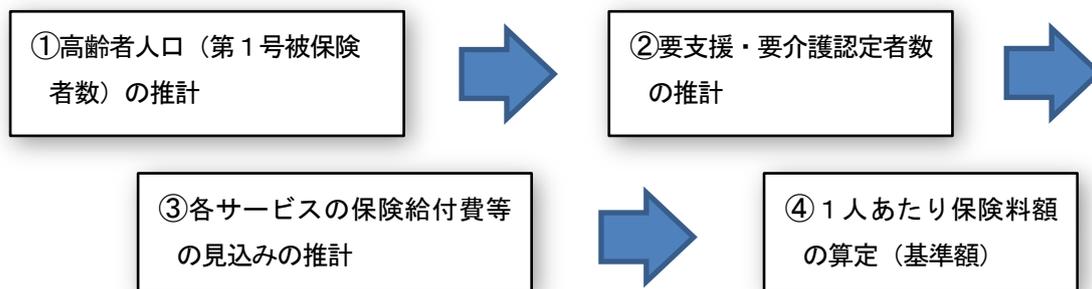


1 介護保険料算定の流れ



2 介護保険給付費等の見込み

(1) 被保険者数及び要介護認定者数の見込み (単位：人)

項目	第5期		第6期計画期間	
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
第1号被保険者数	225,171	251,161	257,430	263,149
要支援・要介護認定者数	34,548	39,512	41,922	44,665

- (注) 1 時点は、各年度9月30日
- 2 平成26年度は実績値、平成27年度以降は推計値
- 3 認定者数には、第2号被保険者を含む

(2) 保険給付費及び地域支援事業費の見込み

平成27年度から平成29年度にかかる保険給付費等の総計は、約1,958億円

(単位：百万円)

サービス種類	第5期		第6期計画期間	
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
保険給付費	55,298	59,612	62,360	65,746
住宅サービス	38,328	42,307	44,403	47,020
介護サービス	35,700	39,284	42,184	45,669
介護予防サービス	2,628	3,023	2,219	1,351
施設サービス	14,180	14,480	14,983	15,473
その他	2,790	2,825	2,974	3,253
地域支援事業費	1,367	1,439	2,643	4,038
合計	56,665	61,051	65,003	69,784

- (注) 1 平成26年度は第5期計画値
- 2 その他は、高額介護サービス等費、特定入所者介護サービス等費、高額医療合算介護サービス等費、審査支払手数料の合計額

3 第6期介護保険料について

基準月額 5,150円 (前期比+263円 改定率5.4%)

【改定のポイント】

(1) 公費投入による低所得者における負担軽減の強化

現行第1・第2段階を統合して新第1段階とし、保険料を軽減する。

H27.4～	新第1段階	0.5	→	0.45	(基準額に対する割合)
		(月額 2,575円	→	2,318円	△257円の軽減)

(参考) H29.4～ 軽減予定

新第1段階0.45→0.3 新第2段階0.65→0.5 新第3段階0.75→0.7

(2) 本人市民税課税者のうち低所得者における負担軽減

現行第7段階を2つに分けて新第6段階(合計所得金額80万円未満)と新第7段階(合計所得金額80万円以上125万円未満)とし、負担軽減を図るため、新第6段階の保険料率1.05を新設する。

(3) 千葉市介護給付準備基金の活用

千葉市介護給付準備基金の残高が平成26年9月末日で約17億円あり、そのほぼ全額を取り崩して、介護保険料を軽減する。

現行(平成24～26年度)

新保険料(平成27～29年度)

現行段階	保険料率	保険料月額	保険料年額	新段階	対象となる方	保険料率	保険料月額	保険料年額
第1段階	×0.5	2,443円	29,322円	第1段階	高齢福祉年金受給者で世帯員全員が市民税非課税の者、生活保護受給者、中国残留邦人等支援給付を受給している方等	×0.45	2,318円	27,810円
第2段階	×0.5	2,443円	29,322円		世帯員全員が市民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下の方等	↑ (×0.5)	(2,575円)	(30,900円)
第3段階	×0.65	3,176円	38,118円	第2段階	世帯員全員が市民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円を超えて120万円以下の方等	×0.65	3,348円	40,170円
第4段階	×0.75	3,665円	43,983円	第3段階	世帯員全員が市民税非課税で第1・2段階以外の方等	×0.75	3,863円	46,350円
第5段階	×0.9	4,398円	52,779円	第4段階	本人が市民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下の方等	×0.9	4,635円	55,620円
第6段階(基準)	×1.0	4,887円	58,644円	第5段階(基準)	本人が市民税非課税で第4段階以外の方等	×1.0	5,150円	61,800円
第7段階	×1.1	5,375円	64,508円	第6段階	本人が市民税課税で合計所得金額80万円未満の方等	×1.05	5,408円	64,890円
				第7段階	本人が市民税課税で合計所得金額80万円以上125万円未満の方等	×1.1	5,665円	67,980円
第8段階	×1.25	6,108円	73,305円	第8段階	本人が市民税課税で合計所得金額125万円以上190万円未満の方等	×1.25	6,438円	77,250円
第9段階	×1.5	7,330円	87,966円	第9段階	本人が市民税課税で合計所得金額190万円以上300万円未満の方等	×1.5	7,725円	92,700円
第10段階	×1.75	8,552円	102,627円	第10段階	本人が市民税課税で合計所得金額300万円以上500万円未満の方等	×1.75	9,013円	108,150円
第11段階	×2.0	9,774円	117,288円	第11段階	本人が市民税課税で合計所得金額500万円以上700万円未満の方等	×2.0	10,300円	123,600円
第12段階	×2.25	10,995円	131,949円	第12段階	本人が市民税課税で合計所得金額700万円以上900万円未満の方等	×2.25	11,588円	139,050円
第13段階	×2.4	11,728円	140,745円	第13段階	本人が市民税課税で合計所得金額900万円以上の方	×2.4	12,360円	148,320円

平成27年3月3日時点

第6期（平成27年度～平成29年度）介護保険料

政令指定都市	6期介護保険料（基準額）
札幌市	5,177円
仙台市	5,493円
さいたま市	5,263円
横浜市	5,990円
川崎市	5,540円
相模原市	5,375円
新潟市	6,175円
静岡市	5,267円
浜松市	5,200円
名古屋市	5,894円
京都市	6,080円
大阪市	6,758円
堺市	6,128円
神戸市	5,729円
岡山市	6,160円
広島市	5,868円
北九州市	5,700円
福岡市	5,771円
熊本市	5,700円
千葉市	5,150円

県内主要市	6期介護保険料（基準額）
柏市	4,900円
松戸市	5,400円
市川市	5,340円
船橋市	4,960円